第２６期　第２回大津市農業委員会総会議事録

１　開催日時　令和８年８月１３日（木）１３時３０分から１６時２０分

２　開催場所　大津市役所新館７階特別会議室

３　出席農業委員（１７名）

１番	古田　博義	委員
２番	中山　敦生	委員
３番	上野　繁清	委員
４番	村田　省三	委員
５番	西村　　博	委員
６番	仲川　欣伸	委員
７番	正田　富美子	委員
８番	西村　和彦	委員
９番	東　　清信	委員
１０番	安井　善次	委員
１１番	片山　敏典	委員
１２番	山本　順一	委員
１３番	小嶋　政美	委員
１４番	上坂　雅彦	委員
１５番	服部　　学	委員
１６番	田村　喜昭	委員
１７番	中田　幸吉	委員

４　欠席農業委員（１名）

１８番	嶋口　吉信	委員

５　会議に出席した農地利用最適化推進委員（３名）

石塚　善朗	委員
奥村　洋治	委員
比良岡　昭七郎	委員

６　説 明 員（０名）

７　傍 聴 人（０名）

８　議事日程

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議案第３号　大津市農政審議会委員について
議案第４号　大津市農業再生協議会委員について
報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について
報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について
報告第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告第４号　農地法第３条の３の規定による権利取得の届出について
報告第５号　農地の転用事実等に関する照会について
報告第６号　農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の報告について
報告第７号　農地法第２条第３項の規定による農地所有適格法人の要件に関することについて
報告第８号　会長職務代理者の順位について
協議事項１　農地利用の最適化の推進に関する指針について
連絡事項１　現地調査日程について

９　事 務 局

事務局長、事務局次長、係長、主査

１０　会議の概要

事務局長　　それでは、定例総会を開会させていただきたいと思います。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、全員でこの緑のカードを読み上げます。恐れ入りますが、ご起立いただきますようによろしくお願いいたします。

なお、先唱につきましては、慣例では議席番号順としておりますが、本日は１回目の定例総会でございますので、村田会長に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

＜　大津市農業委員憲章斉唱　＞

事務局長　　ありがとうございました。ご着席ください。

本日は１回目の定例総会になりますので、開始させていただく前に、事務局から定例総会について、説明をさせていただきます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

事務局長　　簡単で恐縮ですが、説明等をさせていただきました。もし何かご不明な点があれば、またいつでも事務局のほうまでお申出いただければと思います。今のところ、よろしいでしょうか

（なしの声）

事務局長　　ないようでしたら進めさせていただきます。
会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっています。本日は北部選出の副会長であります安井　善次　委員にお願いします。この後の進行について、どうぞよろしくお願いいたします。

副 会 長　　それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。
本日は、嶋口吉信委員が所用のため、欠席されておられます。在任委員１８名のうち、ただいま出席者は１７名でございますので、現在、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本定例総会は成立していることをここにご報告させていただきます。
次に、会長からご挨拶をいただきます。

会　　長　　＜　会長挨拶　＞

副 会 長　　ありがとうございました。
それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第５条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いします。

議　　長　　それでは、日程に従いまして始めさせていただきます。
議事録の整理のために、発言にあたっては挙手をし、議席番号と氏名を述べていただいた上でご発言いただきますよう、お願いいたします。
また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。
大津市農業委員会会議規則第１１条に基づき、本日の議事録署名人を指名させていただきます。
３番　上野　繁清　　委員
５番　西村　　博　　委員
を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。
それでは、ただいまから議事に入ります。
お手元に農地法第３条・第４条・第５条の許可要件を説明した資料を備えつけております、許可・不許可の判断資料としてご活用ください。
なお、本テキストは次回の総会でも使用しますので、先ほども事務局から説明ございましたように、持ち帰らないようにご注意をいただきますようお願いいたします。
それでは、まず初めに、議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　説明が終わりましたので、農地法第３条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお願いしたいと思います。

No.１の八屋戸につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委　　員　　それでは、報告いたします。

先月７月２６日に申請者である譲受人及び推進委員と私の３名にて現地の立会いを実施いたしました。本件は、遠隔地に居住する譲渡人が相続した農地について、手放したいとの意向があったものです。

一方、譲受人は長年にわたり当該農地を畑として適正に管理してこられました。譲受人からは、隣接地に所有する農機具小屋からの脱穀作業に伴う籾殻等の粉塵が将来的に第三者へ譲渡され家屋等が建設された場合に、トラブルとなる懸念があったため、自ら買い取ることを決断された旨の説明を受けました。

現地立会いの結果、現在は良好に管理されており、今回の権利移転後も現状のまま耕作が継続されることから、営農上の問題はないものと思います。ご審議、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

それでは、続きましてNo.２の真野四丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いしたいと思います。

委　　員　　このNo.２ですが、７月２８日、推進委員、申請代理人、譲渡人と説明を受け、現地調査をいたしました。

現在　真野四丁目のこの３筆で１枚の田になっております。あとの番地はそのままなんですが、現在も耕作されていますので、先ほど事務局から説明がありましたように、農機具などは近所の人に借りていますと言っていましたので、今後も続けていくということですので別段何も問題はないと思われますので、審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

続きまして、No.３の膳所平尾町につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委　　員　　本件につきまして、７月の２８日１０時から１２時まで購入者がお勤めになっておられますので、購入者と推進委員と私の４名で立ち合いを行いました。

本件は売主が高齢になり、お住まいも〇〇に移されておりまして、将来子どもさんたちがこの土地の問題で苦労をされないように清算しておきい

という希望でありました。譲受人に購入の依頼がありまして、自宅の屋敷周りでもありますので、また長年にわたってその土地を小作しておりました関係で、譲渡人の希望に沿って購入に踏み切られたものでございます。

購入者ご夫婦は毎日のように、３６５日のうち３００日ほど○○からお通いになりまして農業をされております。大変農業に熱心なご夫婦でございまして、何ら問題もないものと思考いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

議　　長　　ありがとうございました。

続きまして、No.４の芝原一丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委　　員　　No.４の芝原１丁目の申請につきましては、１筆の農地について一部を３条の申請、残りの一部を第５条の転用許可申請という内容になっています。第５条につきましては後ほど説明をさせていただきます。

第３条の申請について、去る７月２７日に譲受人及び推進委員と私、そして同時に第５条転用許可申請もありましたので、事務局２名及び一日立会人の農業委員も加えて、合計６名で立ち会いを行いました。

対象の農地の譲渡人は地元の方ですが、現在は○○に住んでおられます。譲受人の自宅は当該農地の中にあって、ここには昭和５５年から住まわれていて、１５ページの写真１、２ではちょっと分かりにくいですが、自宅建物の敷地及び公道につながる里道横の砂利道につきまして、そのときに譲受人の所有地となっています。そして、当該の農地は譲受人が畑及び駐車場として利用されています。畑、駐車場利用の権限は、譲受人との間の使用貸借契約ですが、特に申請は出されていないということです。

今般、当該地の畑を購入するに当たって第３条申請をされました。写真１、２の部分、この方が譲渡人になります。権利取得後の畑の面積は４６３㎡で、うち３６０㎡を季節の野菜、１０３㎡をかんきつ類、キウイとか柿等に既に利用されていて、今後も耕作の意思と能力はあるというふうに判断をいたしました。耕作者は主に譲受人のご両親でお父さんが○○歳、お母さんが○○歳で、２０年以上の農作業の経験があり、今後の耕作についても問題ないと判断をいたします。農作業の従事者でも○○歳というのは、決して高齢ではなくて現役だというふうに思います。

なお、譲受人ご本人は○○歳と若く、ご本人もまた年間１５０日程度従事されているということです。

大型機械器具等につきましては特に保有されておられませんが、小型の耕運機があって耕作面積や畑での利用を斟酌すると、特に問題ないというふうに判断をいたします。

なお、草刈りについては、刈払機を保有されていますが、畦道、畦畔があるわけでもなく、ほとんどが手作業の草取りで済まされております。農

薬の使用方法については地域の防除基準に従うということですが、除草剤は一切使用していないということでした。周辺への影響についても、これまでどおり畑としての利用であって、悪影響を及ぼすことはないというふうに考えます。

以上により、今回の譲り受けについて特に不許可とする理由も見当たりませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　　ありがとうございました。

ただいま４件のそれぞれの地元委員のほうから説明をいただきました。何かご意見・ご質問はありますか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見・ご質問ないようでございますので、採決に入りたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

（はいの声）

議　　長　　それでは、No.１について賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請№.１については許可することに決定いたします。

続きまして、No.２について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１号№.２は許可することに決定いたします。

続きまして、No.３について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１号№.３は許可することに決定いたします。

続きまして、No.４について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１号№.４は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　説明が終わりました。ありがとうございました。

７月２７日に実施いたしました。現地調査は一日立会委員に調査をしていただきましたので、農地法第５条の農地転用許可基準から見た審査状況について、２件まとめてご報告をお願いいたします。

委　　員　　去る７月２７日に、私と推進委員２名、事務局、申請者の代理人で説明を聞きましたが、今、事務局が大変詳しく説明していただけたので、私から言うことがほとんどなくなってしまったので、農地転用基準から見て審査状況については何も問題ないと思います。

続きまして、No.２の芝原の件ですが、これも今、事務局から説明していただきましたとおり、現在、もう駐車場として半分使われておりまして、あと残り場の畑を駐車場にしたいということですので、これも何も問題はないと思いますので、皆様ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いしたいと思います。No.１の和邇中につきましては、地元委員は本日欠席されておられますので、事務局でお聞きのことがあればお願いをいたします。

事 務 局　　そうしましたら、地元委員からもあらかじめご意見を書面で頂戴しておりますので、私がこの場で代読をさせていただきます。

No.１でございますが、申請地の隣接北側については、平成２５年に不法投棄で問題があった現場を隣接地である○○が購入し、２７年に不法投棄された処分解消を大津市から要請された現場である。

２つ目としまして、申請地の隣接北側は湖西道路和邇インターチェンジに隣接し、事業者の車両の出入り口となっており、他府県の一般車両が同出入り口を間違えることもあり、事故等の危険性があることから、地元の自治連合会からも強く改善する要望が出ている。

３つ目としまして、申請地の譲渡人は高齢で後継者もなく、広大な現地を維持管理することは無理とのことで、売買されることになった。

４つ目としまして、地元自治連合会からの要望も考え、何よりも産業廃棄物のこの車両の出入り口の危険性を回避すべき搬入路を一方通行にて運行する計画であり、今回一定の条件が完了したため、申請に至ったところである。

次、他方、周辺農地における営農への被害防除に関する事項については、既に事務局から説明のとおりで問題ないかと考えます。

また、申請地は現在、山林、原野、雑種地化している状態であり、県道に面していることから放置状態が続くと景観にも問題がある。

最後ですが、以上から特段、今回の転用については問題がないと考えています。

ただ、交通安全、渋滞が発生しないよう、搬入計画等問題なく対応していただきたいと考えますということで、この最後のご意見に関しまして、改めて代理人に確認しましたら、今回県道から出入りされるということで必要に応じて今現在つけているガードマンをつけるということで、確認をさせていただいているところでございます。

以上、代読でございます。

議　　長　　ありがとうございました。

続きまして、No.２の芝原一丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委　　員　　事務局の方で詳しく説明していただいたんで何もないんですが、ちょっと事務局にお聞きしたいんです。５４ページのこの青、黄、赤の部分、この顛末書で黄もピンクも両方兼ねるという認識でよろしいんでしょうか。

事 務 局　　はい、そのとおりでございます。

委　　員　　そしたら、既に駐車場あるいは宅地として使われているところについては顛末書で処理するということになります。

５条申請の対象というのは、分筆された農地を購入して、その一部を露天駐車場、一部を宅地として転用したいというものですね。

転用の目的も先ほど述べられましたが、介護関連の車両とか別のところに住まわれているご家族が帰宅したときなどに駐車スペースがないので、広げたいということです。

それから、転用後の駐車場につきましては、特にアスファルトも敷くことなく、雨水なんかによってぬかるみが出ますので、それを避けるために砂利を敷き詰めるということで、排水についても自然浸透で処理されるために、特別な排水施設も必要ないというふうに判断をします。

また、造成工事を伴わないために、土砂の流出とか崩壊、粉塵等、周辺農地への営農に支障を及ぼすこともありません。

現在畑である農地を駐車場に転用することで、農地の面積自体は減少しますが、わずかな減少ですので、転用後の土地利用を考えますと転用は問題ないというふうに考えます。

それから一方、既に宅地として利用されているこの黄色の部分ですが、軒下の狭隘な土地で、畑と生垣でも境界が設けられており、宅地として転用するについて何の問題もないというふうに判断をいたします。

特に問題ないと判断しますので、審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　　ありがとうございました。
それでは、何かご意見・ご質問はございますか。

委　　員　　No.１の○○の転用案件ですが、珍しい話かもしれませんが、この地番は重複で２筆あるわけですね。こうした場合に、たまたまこういう事例が起こっているんでしょうが、同じ地番のうち一つを許可するということは、この分かれている両方が転用許可対象になるわけですか。

事 務 局　　おっしゃるとおりです。

委　　員　　それからもう１点、余計な話かもしれませんが、この１万５，０００㎡を露天の資材置き場、あるいは駐車場に使うという利用計画ですが、当面、既に不法投棄されている廃材等をうまく搬出するということなんでしょうが、それでこの辺り一帯きれいになるのかなと思いますが、そもそも３億円強をかけてこれだけの事業をやって、単にその露天の資材置場あるいは駐車場としてやることのビジネスとしての見通しというんですか、それは何か聞いておられますか。

事 務 局　　ただいまご指摘があったところ、私も窓口で最初相談を受けたときに、何でわざわざこの会社がこれだけの費用を投じてやらないといけないのかということで、そこについては将来的なビジョンは明確には決まってないんですが、行く行く土地をフラットにして資産価値を上げて、現地を立会いしたときには、何か具体例を決めておられるんですかというふうに伺ったところ、グランピング施設などを今計画していると。
ただ、あくまでも希望の一例をおっしゃっただけであって、まだ明確にこういうことをしたいと決まっていないということです。
ただ、今後、鉄くずなどを回収するんですが、そういった中で有価物が一定発生するということで、産業廃棄物を収集、この○○は処理する施設も持っておりますので、そのときに出る鉄くずなどが売れるということで、一定有価物も発生してそういう売却益もあるんですが、将来的にこの土地をこうしたいという明確なビジョンは聞けておりません。
ただ、資産価値を上げて有効活用したいということしか、現時点では聞き取りができていない状況でございます。

議　　長　　よろしゅうございますか。

委　　員　　はい。

議　　長　　ほかにご質問・ご意見ございますか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見・ご質問等もないようでございますので、お諮りをしたいと思います。
No.１について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請№１は許可相当と認め、一般社団法人滋賀県農業会議の意見を聴くことに決定いたします。
続きまして、No.２について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第２号No.２は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第３号、大津市農政審議会委員についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　ありがとうございました。
説明が終わりました。何かご意見・ご質問ございますか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見もないようでございますので、お諮りをしたいと思います。
議案第３号　大津市農政審議会委員について、推薦書案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第３号、大津市農政審議会委員については、推薦書のとおり、大津市長宛て回答することに決定いたします。
続きまして議案第４号、大津市農業再生協議会委員についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　ありがとうございました。
説明が終わりました。何かご意見・ご質問ございますか。

（なしの声）

議　　長　　ありがとうございます。ご意見も特にないということでございますので、お諮りをさせていただきたいと思います。

議案第４号、大津市農業再生協議会委員について、推薦書案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　ありがとうございます。挙手全員によりまして、議案第４号、大津市農業再生協議会委員については、推薦書案のとおり大津市農業再生協議会会長宛て回答することに決定いたします。

議案につきましては、ただいまをもって審議が終わりました。これからは報告事項、そして協議事項等ございますが、開催してから１時間半ほど経過をいたしましたので、ここで１０分ほど休憩を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

あそこの時計、そちらの壁に掛かっている時計で３時１０分に再開をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

＜　休憩　＞

＜　再開　＞

議　　長　　再開をしたいと思います。お席に着いていただきたいと思います。

それでは、報告案件でございます。報告第１号から報告第６号並びに集計報告について一括して事務局の報告を求めます。

＜事務局、資料に基づき報告＞

＜事務局、集計報告＞

議　　長　　ありがとうございました。

ただいま報告第１号から報告第６号までについて終わりました。何かご意見・ご質問ございますか。

委　　員　　先ほどから顛末書というのがよく出てきたんですが、これは説明があったように、例えば田の地目であるのに宅地に変わっていたと、あるいは家が建っていたと、こういう場合に顛末書を書けばいいだけなんですか。それとも何かお金で始末するとか。それと、それにまつわる固定資産税とかそういうものについては、もうここの場では関係ないことですか。

事 務 局　　今現在、届出にこの顛末をつけて、それで受理ということで、今、ご指

摘いただいた他法令も含め、そういう税金関係も含め、そこについてはその部局が判断するということで、こちらからは特段何もご説明というか、ご案内はしていない状況でございます。顛末の場合は、顛末書のほうを、大体書き方が分からないという方が多いので、記載例をお渡しして、顛末書を徴収して受理という形で運用させていただいております。

委　　員　　ということは、農業委員会では顛末書を書いてもらうだけでいいんですね。

事 務 局　　はい、おっしゃるとおりです。
顛末書があっても認められないケースというのが少なからずございまして、それが青地、要するに農業をやっていかないといけないところで、転用してしまっていました、ごめんなさいということで、それはもしそういう相談があった場合は、幾ら顛末書があったからといってもそれは農地に復元してくださいということで認めていない。
ただ、市街化区域の場合は、あくまで一方通行の届出でございますので、本来のその届出様式一式プラス顛末書があれば受理をさせていただくんですが、調整区域の場合で青地の場合は、顛末書があったところでもう受理はそもそもしない、農地に復元してくださいということでご案内をしておるところでございます。

委　　員　　それは強制ですか。

事 務 局　　そもそも転用できない場所でございますので。

委　　員　　だから、白地は大丈夫と。

事 務 局　　今回のまさしく５条のNo.２のほうでもありましたとおり、白地の場合は、許可相当ということで、ご審議のテーブルに諮っているところでございます。

議　　長　　よろしいですか。

委　　員　　ありがとうございます。

委　　員　　報告第３号の１０ページ、個人が田んぼを借りておられるときに突然亡くなられたりして、多分農業委員さんとしては、ここ借りてはるのに突然亡くならはったなというおうち、その契約内容までは農業委員さんにはしっかり分からないでしょうが、そういう場合はお声をかけてあげはるんですか。ちょっと届出しはりますか、どうされますかというふうな言葉がけというか、もうそれは放っておかはるというか、もし小作をされてる方が

突然亡くなられて、農業委員さんとしては、ここを借りて使ってはるんやなというのを知っておられた場合は、ちゃんと届け出してくださいよという声がけをされるべきなんでしょうか。様子見でいいのでしょうか。

議　　長　　事務局、お答えできますか。

事 務 局　　私が意味を取り違えていたら大変恐縮なんですが、何かしらの情報をキャッチした場合、その場合は当然その方とお電話なり、貸している側、借りている側、どちらが亡くなられるかそれは分からないんですが、情報をキャッチした場合は、当然話す機会があればご案内をすることはあります。

ただ、そういうことがない限り、一つ一つ詳しく見ていくわけでもないので、どうしても見過ごしてしまっているケースは多々ございます。

ただ、チェックする中で、これは今、手続きとしてどうなのかというふうに疑義を感じられた場合は、都度事務局のほうにピンポイントでこの土地というふうに言っていただければ、台帳上、今、闇小作とかの場合は当然もう分からないこともあるんですが、例えば農林水産課の促進計画であったりとか、この農地法のこの３条の貸し借りであったりとか、そういう法的な手続を踏んでいるものであれば、間違いなく台帳上、いついつまで誰が誰に借りているというような情報は載ってきますので、それはおっしゃっていただければ、適宜、適切な対応をさせていただく所存でございますので、またおっしゃっていただければと思います。

議　　長　　○○委員、どうぞ。

委　　員　　何点かお願いします。

報告第４号の農地法第３条の３の規定による権利取得の届出、これ相続等で取得した場合には届出をするという制度なんでしょう。でも、なかなか相続しても、届出をしないかなと思うんですが、第３条の３の規定というのは義務規定になっているのかなど教えてほしいと思います。

届出をしなかった場合に、罰則規定があるのかどうか。

３点目は、先ほど言及があった遠隔地の人が相続した場合に、果たして耕作できるのか、あるいは近隣の人であっても、そもそも農業に従事していない人で、親戚もやっていないというような状況の中で相続した場合に、農業委員会として何らかの指導あるいは対処するのかという点。

もう１点、最後に報告第５号の転用事実等に対する照会について、農業委員会として、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない、現状回復命令を行わないという措置をした場合には、この法務局の登記官はその職権において地目変更するのかどうかという点です。

事 務 局　　先ほどの３条の３のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

まず、この３条の３の義務でございますが、こちら答えとしては届出す

る必要がございます。

続いて罰則規定でございますが、こちら罰則規定もございまして、もし届出をしなかったり、虚偽の届出をしたものについては、１０万円以下の過料に処せられるということで、こちら農地法の第６９条にその罰則の明文化された規定がございます。

この３条の３の最後の３つ目でございますが、私、電話であったり窓口でその３条の３届出を受け付ける中で、明らかにどうやって農業をするのかという疑義が生じるような方が届出をしたいとおっしゃってきたときに、一定ご案内は、今後どうされるおつもりですかということで、こちらのほうから働きかけはさせていただいております。

ただ、悲しいかな、既に相続登記が終わられて、もう自分自身が地権者になってしまっている中で、その権利を剥奪することはできませんので、民法上、その相続が発生して、その方が相続人であって相続をした場合は、その農地法上、その相続の効力を取り消したりということはできませんので、その次の一手としましては、相続されたのはあなたかもしれないんですが、今、お身内もいなければ、相続人というか、次やられる方もいないような場合は今後どうされるんですかと、この土地、どう考えてもあなたでは耕作できないですよね、その場合は、今後のことを考えておられるんですかということで、電話窓口でご相談があった場合は、こちらのほうから働きかけは日々させていただいております。

最後４つ目の登記官照会でございますが、結果的にこちらの農業委員会の意見を受けて、最終的には職権で法務局のほうが地目を変えていくということになります。

すみません。明確に答えられたかどうかは分かりかねますが、以上、回答とさせていただきます。

議　　長　　よろしいですか。

委　　員　　はい。

議　　長　　ほかご質問・ご意見等ございますか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見等も出尽くしたようでございますので、続きまして報告第７号につきまして事務局の報告を求めます。

＜事務局、資料に基づき報告＞

議　　長　　報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問ございますか。

委　　員　　今の報告というわけではないんですが、この報告第６号の２０ページの。この売上高の農業というところの前々回報告、令和６年度１，７００万、それから７年度も１，７００万、最後まで数字がこれ同じなんですが、これはこれで合っているんですかね。前回報告というところの１，６３３万７，０００何ぼというのが、この７年度の前々回報告に来るんじゃないですか。間違っていたらごめんなさい。

事 務 局　　向こうさんが出された実施状況報告書をそのまま写している状況でございまして、その証明書面とかは求めていませんので、一応その中身で確認するだけということになっておりますので、このようになっております。今後、間違っているようでしたらここも確認します。

委　　員　　それと、２２ページの法人についても、売上げがこんなきっちり３６０万になるのかというのも不思議なんで、この辺もう少しきちっと調べられたほうがいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございます。
もし事務局、このことについてコメントできるんでしたらお願いします。

事 務 局　　先ほど申し上げましたように、状況報告をそのまま写しておりますので、今後はその整合とか図れるように、もう１回聞き直すとかそういうことも加えていきたいと思っております。

議　　長　　ありがとうございます。ほかに何かございますか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見も出尽くしたようでございますので、続きまして、報告第８号について事務局の報告を求めます。

＜事務局、資料に基づき報告＞

議　　長　　ありがとうございます。ただいまの報告について何かご意見等ございましたら。
順番でございますので、特にないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
それでは、次に協議事項１、農地利用の最適化の推進に関する指針についてを事務局の説明を求めます。

事 務 局　　協議事項１、農地利用最適化の推進に関する指針について、ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

資料は現行の指針と第２５期農業委員会で検証した結果の２つをお配りしております。

それでは、ご説明を申し上げます。

まず、最適化の指針とはというところからですが、農業委員会法等に関する法律第７条に基づき、農業委員会が地域の実情に応じて農地利用の最適化活動をどのように進めていくかを示す基本方針になっております。大津市では、最新版は令和５年９月１３日に定めたものになります。

まず、現行の指針の「第１　基本的な考え方」をご説明いたします。

法改正によりまして、農業委員と推進委員の業務として、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な業務として位置づけられました。大津市では担い手の農地集積が進む地域がある一方で、中山間地域や市街化区域では小規模農家が多く、農地集積・集約化が難しい状況にあります。中山間地域では棚田や狭小農地、獣害被害などにより遊休農地の発生が懸念されるため、遊休農地の発生防止解消が重要な課題となっております。

一方で平地では、地域計画を基に農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積・集約化を進めることが求められております。

このような状況の中、農業委員と農地利用最適化推進が連携して地域の実情に応じた活動を行うことで、農地利用の最適化を推進するために、本指針では目標や推進方法、評価方法を定めております。

次のページをご覧ください。「第２　具体的な目標、推進方法及び評価方法」です。

（１）遊休農地の解消目標として、令和５年３月時点の現状、そして３年後と１０年後の解消目標を定めております。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法ですが、大津市では令和５年から人工衛星より得られる画像を用いたＡＩ判定を活用した全筆調査を実施し、その結果に基づき、委員の皆様に目視による農地パトロールを実施していただきまして、遊休農地の発生を防止し解消するとともに、農地中間管理機構との連携や非農地判断を適切に行い、守るべき農地を明確にすることとしております。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法といたしましては、遊休農地対策の成果は、遊休農地の割合を指標として評価するものとしております。

次の３ページをご覧ください。「２．担い手への農地利用の集積・集約化について」ですが、（１）担い手への農地利用集積目標は、遊休農地と同様に、令和５年３月時点の現状、そして３年後と１０年後の集積目標を定めております。

また、参考といたしまして、担い手の育成・確保につきましても目標を定めております。

（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法で

すが、地域計画を基に、農地中間管理機構等の関係機関と連携して、担い手の農地集積・集約化を進め、令和１３年度までに農地集積率４０％を目指すというものになっております。

次に、４ページをご覧ください。（３）担い手への農地利用集積・集約化の評価方法といたしましては、取組の成果は担い手への農地集約率を指標として評価するものとしております。

次に、「３．新規参入の促進について」ですが、（１）新規参入の促進目標につきましても、令和５年３月時点の現状、そして３年後と１０年後の新規参入者の目標を定めております。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法ですが、関係機関と連携して新規収納者や企業の参入を支援し、就農前から就農後までの継続的にフォローすることで、地域の担い手確保を進めようというものになっております。

次に、５ページをご覧ください。（３）新規参入の促進の評価方法といたしましては、新規参入した個人・法人の数を指標として評価するものになっております。

５ページ一番下の第３　地域計画の目標を達成するための役割につきましては、農業委員会は地域計画の実現に向けまして、農地を守り、農家の意向把握、担い手への集積、マッチング、農地中間管理機構の活用、地域計画の見直しを支援する役割を担っているということで結んでおります。

指針の内容的にはこんなところでございますが、最初の１ページに戻っていただけますでしょうか。下段に「なお書き」のところがございます。

この指針は、「滋賀県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」と「大津市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を踏まえまして作成するものとしております。改選期の３年ごとに検証と見直しを行うものとも書いております。このうち検証につきましては、資料でお配りしておりますとおり、第２５期農業委員会で現状と目標数値について検証を行いました。

右肩に「２０２６．６．１２定例総会」と書かれました「農地等の利用の最適化の推進の関する指針の検証・見直しについて」をご覧ください。

１遊休農地の発生防止・解消についてです。

（１）遊休農地の解消目標ですが、遊休農地面積Ｂが令和８年３月の現状②として７９haとなり、結果として表のすぐ上にあります３年後の目標①、２１haより増加してしまいました。令和１３年の３月の最終目標をゼロhaとしておりますので、３年後の目標を推計して４７haと設定しております。

次に、２ページをご覧ください。２担い手への農地利用の集積・集約化について。（１）担い手への農地利用集積目標につきましては、集積率は令和８年３月現状②として２３．５％でございました。その表のすぐ上の３年後の目標①の２７．９％には及ばない結果となりましたが、令和１３年３月の最終目標を４０％としておりますので、３年後の目標を推計いた

しまして３２．６％と設定しております。
次に、表下段の（参考）担い手の育成・確保ですが、令和８年３月の現状②には調査した実数値を表記し、大津市の農業振振興ビジョンの目標数値等を参考に、令和１３年３月の最終目標値に合致するように調整しまして、３年後の目標値を推計しております。
次に、資料３ページをご覧ください。
３新規参入の促進について。（１）新規参入の促進目標ですが、個人の新規参入者の令和８年３月の現状②は３経営体で、取得面積は２．９haでございました。この現状②の３経営体と令和１３年３月の最終目標値９経営体から推計しまして、３年後の目標②は７経営体としております。新規参入者の法人につきましては現状ゼロ法人で、最終目標が１法人となっておりますので、３年後の目標②を１法人として、取得面積も０．３haとしております。
このような形で指針の検証を行いましたが、残る指針の見直しについてご協議いただくものでございます。
この指針の見直しについての県下の実施状況ですが、滋賀県農業会議に確認しましたところ、滋賀県の市町で指針を見直しているところは今のところないということでした。
また、大津市の基本構想も令和５年につくられたものですが、今年度見直し予定はないとのことでした。
県の基本方針につきましては、こちらも令和５年につくられたものですが、今年度は見直し予定なく、令和９年度に見直しを予定しているとのことでした。
これらのことを踏まえまして、先日の役員会でご意見を賜りましたところ、令和９年度の滋賀県の見直しの内容を確認してから、本市の見直しについて検討してはどうかという事務局の案にご賛同いただいたところでございます。農地利用の最適化の推進に関する指針につきまして、令和９年度に見直しを実施することについてご協議をお願いいたします。
説明は以上です。

議　　長　　ありがとうございました。説明が終わりました。
ただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問ございますか。
よろしゅうございますか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見等もないようでございますので、協議事項１、農地利用の最適化の推進に関する指針につきましては、事務局から説明があったとおり進めさせていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。
続きまして連絡事項１、現地調査日程について事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき報告＞

議　　長　　報告が終わりました。ただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問ございますか。

（なしの声）

議　　長　　それでは、最後に全体を通して何かございますか。また、出席をいただいている推進委員の皆様からも何かご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。ございますか。

（なしの声）

議　　長　　それでは、意見もないようでございますので、司会にお返しいたします。

副 会 長　　以上をもちまして、本日の予定しておりました第２回定例総会の全日程を終了いたします。

これより事務連絡に移りますので、事務局進行をお願いいたします。

＜事務局事務連絡＞

事務局長　　それでは、これで定例総会閉会となります。長い間お疲れさまでございました。ありがとうございました。

議事録署名委員

議　長（村田　省三　委員）　　印

委　員（上野　繁清　委員）　　印

委　員（西村　　博　委員）　　印